

3 用語集

用語の説明	
あ	<p>赤ちゃんの駅 おむつ替えや授乳のできる施設、店舗を「赤ちゃんの駅（べびほっ）」という。</p> <p>赤ちゃんふれあい体験事業 小中学生が乳児とふれあう体験を通じて、子育ての喜びや命の尊さや家族のきずなの大切さを感じ取り、親の役割を考える機会。</p>
い	<p>育なび 豊橋市の子育てに関する情報をまとめたポータルサイト。</p> <p>1歳6か月児健康診査 母子保健法第12条に基づき、歩行や言語など精神・運動発達の異常を早期に発見することを目的として1歳6か月頃（本市では1歳7～8か月頃）行われる健康診査。</p>
き	<p>基本的生活習慣 適度な運動、バランスのとれた食事、禁煙、適量飲酒など、健康の増進を形成する基本要素となる食生活、運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣。</p>
こ	<p>ここにこサークル 0歳から3歳児と保護者が集い、遊びや育児情報の交換や、仲間づくりができる場。</p> <p>子育てアプリ アプリに母子健康手帳の記録を入力し、身長・体重など子どもの成長の過程を画像等と一緒にスマートフォンで管理できる。子どもの年齢に応じて、市から様々な情報を入手することが可能。</p> <p>こども若者総合相談支援センター 子どもへの関わり、経済的なことや学校生活・就労など、様々な悩みや不安について相談から支援まで行う。その対象者は、0歳～40歳未満までの子どもや若者、家族。</p>
さ	<p>産後うつ 産後に現れるうつ症状。具体的には、育児へのプレッシャーや不安などがストレスになって発症する。</p>

さ	<p>3歳児健康診査 母子保健法12条に基づき、身体の成長の確認や、精神発達面や視聴覚の異常を早期に発見することを目的として3歳頃（本市では3歳4～5か月頃）に行われる健康診査。</p> <p>産前・産後サポート事業 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み・孤立感等を解消するため、助産師や育児経験者が相談にのる支援。</p>
し	<p>思春期 児童期から成人期へと移行する中間の時期をいう。</p> <p>主任児童委員 児童委員の中から厚生労働大臣の指定を受けて、地域担当の児童委員と市町村、学校などの関係機関との連絡調整や活動の支援など子どもに関することを専門的に担当する者。</p> <p>小児期 概ね15歳までの児童。本計画では、小学校就学時から概ね15歳までの児童を示す。</p> <p>小児慢性特定疾病 小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため医療費の助成制度があるが、その対象となる疾病。</p> <p>食育 食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活が送れるようにするための教育。</p> <p>新生児期 出生後28日を経過しない乳児。</p>
す	<p>ステップファミリー 再婚（事実婚を含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子ども（養子縁組をしている場合は、法的に親子関係が存在する）がともに生活する家族形態をいう。</p>
せ	<p>性器クラミジア感染症 クラミジアトラコマチスにより発生する疾患で、我が国で患者数が最も多い性感染症。感染により男性では前立腺炎、女性では子宮頸管炎などを起こすことがあり、特に女性の場合は不妊症の原因にもなる。</p>

た	胎児期 妊娠3か月から出産までの母体内にいる期間。
ち	地域子育て支援センター 子育て中の家庭を総合的に支援するため、親子教室、育児相談などを実施し、育児不安の解消や子育てサークルづくりの手伝いをするところ。
つ	つどいの広場 0歳から3歳児と保護者が自由に遊び、情報交換などができる交流の場。
て	低出生体重児 生まれた時の体重が2,500g未満の新生児の総称。1,500g未満の場合は極低出生体重児、1,000g未満の場合は超低出生体重児という。
と	豊橋市子育て応援企業 市民や従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業等で申請に基づき市が認定した企業をいう。 豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会 豊橋市における要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）の適切な保護又は要支援児等、若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置された協議会。
に	乳児家庭全戸訪問 概ね4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育て支援に関する必要な情報提供を行うなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした子育て支援事業。 乳幼児期 6歳ぐらいまでの幼い時期の子どもの総称。1歳未満を乳児期、1歳以上6歳までを幼児期という。 乳幼児突然死症候群 乳幼児が何かの予兆や既往歴もないまま睡眠中に突然死亡する疾患で、原因は不明であるが、厚生労働省心身障害研究の平成9年度報告書により、うつ伏せ寝、父母などの喫煙、非母乳育児などの養育環境で発症が多いことがわかっている。 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS） 激しく乳幼児が揺さぶられた時に起きてしまう脳の損傷。

に	<p>妊産婦歯科健康診査 妊婦による口腔環境の変化と口腔の健康状態を把握するための歯科健康診査。本市では、妊娠中又は産後に1回、公費負担により市内の歯科医療機関で受診できる。</p> <p>妊娠・出産・子育て総合相談窓口 専任の保健師・助産師等が相談や情報提供を行う場所。本市では、保健所・保健センターとこども未来館ここにこの2か所に設置している。</p> <p>妊娠に適した年齢 妊娠の好適年齢は明確な定義はないが、加齢とともに妊孕性は低下し、35歳を超えると妊娠・出産率は低下すると報告されている。</p> <p>妊婦健康診査 妊娠中に妊婦と胎児の健康を守るために受ける健康診査。本市では、妊娠届出後から出産までに最大14回まで公費負担により医療機関で受診できる。</p>
ね	<p>ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車内や家に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど、養育を怠ったり拒否したりすること。</p>
の	<p>望まない妊娠 妊娠届出が遅い、妊婦健康診査未受診などから、希望していない計画外の妊娠と推測されるもの。</p>
は	<p>梅毒 性感染症（性行為によってうつる感染症）の一つ。感染した部位のしこりやリンパ節の腫れに始まり、治療をしないで経過すると、全身症状（発疹＝バラ疹）がみられ、中枢神経が侵されるなど重症化することがある。妊婦が感染すると胎児に感染し流産、早産、奇形などの先天梅毒を引き起こす。</p> <p>発達障害 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これらに類する脳機能の障害の総称。（ただし、発達障害者支援法の定義による）</p> <p>ハロー・ファミリーカード 医療機関や保健機関の相談先、相談時間等の情報を記載したカード。これを出産に係わったスタッフから母に配布することにより母の安心感を増し、育児不安の軽減や虐待予防を図るとともに、関係機関の連携も推進する。</p>

ひ	<p>肥満傾向</p> <p>肥満度は標準体重を100とした場合の増減(%)を示す。肥満傾向とは、肥満度が+10%以上であること。</p>
ふ	<p>ファミリー・サポート・センター</p> <p>子育ての援助を受けたい人と援助したい人のネットワークを作り、お互いに助け合う会員組織。</p> <p>不育症</p> <p>妊娠はするけれど流産や死産など繰り返して結果的に子どもを持ってないこと。一般的には2回連続した流産や死産があれば不育症と診断される。</p>
ほ	<p>母子健康手帳</p> <p>妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録であるとともに、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報を提供するもの。母子保健法第16条に基づき、妊娠届を受理した市町村が妊婦に交付する。</p> <p>母性健康管理指導事項連絡カード</p> <p>妊娠中に医師などから受けた母体又は胎児の健康保持のための指導事項を職場に的確に伝えるためのカード。女性労働者からこのカードを提出された場合、当事者はカードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要がある。</p>
ま	<p>マタニティマーク</p> <p>妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけることにより、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。</p> <p>mamaサポートプラン</p> <p>妊婦が安心して妊娠期から出産に向けて過ごすことができるようにするため、母子健康手帳交付時に本人、その家族と一緒に作成するもの。</p>
み	<p>民生委員・児童委員</p> <p>地域から選任され、厚生労働大臣の委嘱(任期は3年)を受け、地域の人々の福祉向上のために活動するボランティア。民生委員は、民生委員法によってその設置が定められ、児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼ねることとされている。</p>
め	<p>メンタルヘルス</p> <p>精神面における健康のこと。</p>
や	<p>やせ</p> <p>BMI(体重指数)が18.5未満であること。BMIが18.5以上25未満は標準、25以上は肥満を示す。</p>

よ	<p>4か月児健康診査</p> <p>身体の異常や成長発達の障害を早期に発見し、早期治療を目的に4か月頃に行われる健康診査。</p>
り	<p>淋菌感染症</p> <p>淋菌の感染による感染症で、性行為による感染がほとんどである。感染率は30%と高い。</p>
わ	<p>ワーク・ライフ・バランス</p> <p>「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが自らの希望に沿う形で「仕事」と、家庭生活、地域活動、自己啓発など「仕事以外」の様々な活動との調和がとれた状態。</p>